

福島のおゆき国会日誌

<国土交通委員会 あいまい答弁を指摘し審議が中断、散会>



20日、国土交通委員会で、建築物省エネ法等改正案について、質疑に立ちました。

すべての新築建築物に省エネ基準適合を義務付けるという広範な規制の導入の法案が、専門家の意見を聴取する参考人質疑もなく、たった5時間の審議で採決を行うということは、立法府としての役割を自ら軽んじていると言わざるを得ません。

私は建築物の販売事業者等はエネルギー消費性能を表示するよう「努めなければならない」、という努力規定が法案にあることについて問いたいただきました。午前中の立憲民主党の藤岡隆雄議員の質疑に対して「一切表示を行わない場合にも罰則がかかる」と淡野博久 住宅局長が答弁したので、努力規定に罰則がかかるのはおかしいと指摘しました。住宅局長は、「表示をするかしないかは自主的だけど表示をしない場合には罰則をかけられる」とヘンテコな答弁を繰り返しました。罰則がかかるようなことは、日本語では「自主的」と言いません。立法府として、法律の条文があいまいなままに一方的に国民に罰則がかけられるようなことがあってはならないのです。

私は、条文を修正して表示を努力規定ではなく義務規定にするか、午前中の藤岡議員の答弁を取り下げるか二者択一しかないと、斉藤鉄夫国土交通大臣に迫りましたが、結局議場では政府は対応することができず散会となって採決は流れました。

法律を作ることこそ、立法府たる国会議員の役割。とりわけ国民の権利義務に関することは、まさに代議士として国民の皆さんに代わって緻密な真剣な議論を行ってまいります。今後の議論にぜひご注目ください。

<沖縄復帰 50 周年記念式典に出席>



沖縄の本土復帰 50 年目の 15 日、沖縄と東京、そして皇居を結んで開かれた「沖縄復帰 50 周年記念式典」に、有志の会を代表して参列してまいりました。

沖縄の歴史は、先の大戦で日本で唯一の地上戦の凄惨な戦場となり、戦後四半世紀にわたって米国の統治下に置かれ、その後も過大な基地負担に苦しみ続けるのですが、それだけではありません。15 世紀に琉球王国を樹立して以降、17 世紀には薩摩藩の支配下に置かれ、同時に大陸の明や清の冊封を受けていました。そして、1879 年の維新政府による琉球処分によって、「沖縄県」となることになったのです。

今回の式典で天皇陛下は、「沖縄には、今なおさまざまな課題が残されています」と、天皇の立場としては異例のお言葉を紡がれました。私は、その行間に込められた大御心を付度して、ハッと背筋を伸ばさざるを得ない気持ちになりました。ヤマトンチュとウチナンチュがどうやって真の調和を実現できるのか、「古事記」や「日本書紀」に記された古代以来の課題を私たちは、背負っているのです。この重すぎる課題を実現するためにも、私たち政治に携わる者は、まずは沖縄の基地負担の抜本的な軽減に真摯に取り組み、日米地位協定の改定に向けて行動していかなければならない、と改めて心に誓いました。

<有志の会 こども家庭庁設置法案に反対した理由>



17 日の本会議において、有志の会はこの国会始まって 3 本目の法案に反対をしました。政権肝いりの「こども家庭庁設置法案」です。この法案になぜ有志の会は反対したのか、内閣委員会で審議を行ってきた緒方林太郎衆議院議員と対談を行いました。その模様を YouTube にアップしました。ぜひ、ご覧ください。また、チャンネル登録もよろしくお願いいたします。

衆議院議員 福島伸享事務所

【国会事務所】〒100-8982 東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第二議員会館 419 号室

TEL 03-3508-7262 FAX 03-3508-3532 メール h19293@shugiin.go.jp